

策本部を設置し、同13日には災害廃棄物対策特別本部を設置し、同20日には現地災害対策本部を設置して、体制整備を行い、同年5月16日には、災害廃棄物処理に係る指針として、主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等について取りまとめた「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（以下「災害廃棄物処理指針」という。）を公表した。

災害廃棄物処理指針では、災害廃棄物を平成24年3月末を目途に仮置場へ移動させ、平成26年3月末を目途に中間処理・最終処分を終了させる予定とされている。

- (3) しかしながら、東日本大震災において発生した災害廃棄物が前記のとおり膨大な量であるため、被災地では仮設焼却炉等を設置して全力で災害廃棄物の処理を実施しているが、なお処理能力が不足している。また、廃棄物を埋め立てる最終処分場についても残余容量が不足している。そこで、目標とする平成26年3月までに処理を終えるためには、被災地で処理しきれない災害廃棄物について、全国の廃棄物処理施設で受け入れ、処理する「広域処理」が必須である。

広域処理の推進について、環境省は、まず平成23年4月8日付けで全国の自治体に対し災害廃棄物の受入協力要請を行っている。また、同年5月の災害廃棄物処理指針においても、処理方法として広域処理の必要性を明記している。

しかし、災害廃棄物の放射性物質による汚染に対する受入側の危惧等を背景に、広域処理の具体化が遅れていたため、環境省は、災害廃棄物安全評価検討会による広域処理における安全性の考え方等についての検討を踏まえ、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の推進に係るガイドライン」（以下「広域処理ガイドライン」という。）を取りまとめ、同年8月1日に公表した。

(4) 広域処理ガイドラインの公表を受けて、同日、山形県が県内への受入れに関する考え方を示し、また、同年9月30日には東京都が岩手県との災害廃棄物の処理基本協定を締結し、本格的な災害廃棄物の広域処理が動き出した。その後も、政府は、あらゆる機会を捉えての協力要請、受入自治体に対する支援の充実、現地説明会への参加等の広報活動を進めるなどにより、広域処理を推進している。平成24年3月には、内閣総理大臣と環境大臣から、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律99号）」6条1項に基づき、全国の自治体（後述のとおり被告北九州市を含む。）に対し、文書にて広域的な協力の要請が行われた。

2 被告北九州市における経緯について

- (1) 前記のような状況を受け、平成24年3月12日、北九州市議会は、「がれきの処理なくして被災地の真の復興はありえない」として、「東日本大震災で発生したがれきの受入れに関する決議」を全会一致で可決した。同決議においては、被告北九州市に対し、科学的知見による放射能の影響の検証、放射線量の測定などの体制を整えることを条件とし、「通常の廃棄物相当と判断されるものについて」受入れを表明すること、国と被告北九州市が市民への説明責任を履行するとともに、被告北九州市において放射性物質濃度を国の基準以下にするなどの検討が要請された。
- (2) 同月16日、内閣総理大臣と環境大臣から、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」6条1項に基づき、北九州市長に対し広域処理の協力要請がなされた。
- (3) 同月25日には、北九州市を訪れた環境大臣から、「通常の一般廃棄物量の100年超分のがれきが発生し、被災地で一番厳しい」として、石巻ブロックの災害廃棄物の受入れについて要請がなされた。これらの要請をうけて、被告北九州市は、早急に支援先の調査と具体的検討に取り掛かった。
- (4) 同年4月4日には、宮城県副知事から北九州市副市長に対し、災害廃棄物